

竹原市介護保険事業者事故報告要領

1 目的

基準省令において定める指定介護保険サービス事業者（以下、「事業者」という。）の提供する介護保険サービスにおいて事故等が発生した場合の取扱について、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定め、事故等の速やかな解決及び再発防止を図ることを目的とする。

2 報告すべき事故等の範囲

事業者の過失の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は報告するものとする。

(1)介護保険サービスの提供に基づく利用者のケガ、死亡事故等

ケガ、死亡事故等とは、介護サービス提供中に発生した事故により被保険者が死亡した場合や、転倒や誤嚥等により医療機関へ受診（往診を含む）、若しくは入院した場合。（後日骨折等が判明し、通院又は入院を要することとなった場合も含む）

(2)食中毒、感染症の集団発生

- ① 食中毒及び感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等）の発症が同時に10人以上又は事業所の定員の半数以上のどちらかを超えた場合又は事業所における感染症が原因となり死亡した場合。
- ② ①以外の場合においても、管理者が必要と認める場合。

(3)事業所の従業員による法令違反・不祥事

- ① 預かり金の着服など利用者及び家族に対する法令違反
- ② 利用者等に対する虐待を発見した場合（疑われる場合を含む）。

(4)サービス提供中に利用者が失踪した場合。（概ね30分程度で発見された場合を除く。）

(5)その他事業所が必要と認める場合

上記(1)～(4)に該当しない場合においても、利用者及びその家族とトラブルになった場合や事故に起因して提供するサービスに著しく支障をきたした場合など、事業所が必要と判断した場合。

3 報告先

事業者は過失の有無を問わず、竹原市市民福祉部健康福祉課へ報告する。なお、他市町の被保険者にかかる事故については、当該市町にも報告すること。

4 報告の方法及び手順

事業者は事故発生後、利用者の救護、家族及び関係機関への連絡等の必要な措置を行った後に、速やかに事故報告書（別紙1）により竹原市及び関係市町へ報告するものとする。なお事故発生にかかる第1報については、事故発生後遅くとも5日以内に送付すること。

また、利用者及びその家族とトラブルになった場合など事故処理が長期間にわたる場合は、適宜その経過を報告し、終了した場合にも最終報告をすること。

提出方法は持参の他、FAX（0846-23-0140）、メール（kenfuku@city.takehara.lg.jp）とし、誤送することがないように十分注意すること。ただし、死亡事故など緊急を要する場合には速やかに電話で連絡し、後日事故報告書により報告をすること。

5 報告に対する市の対応

事故報告の内容から事業者の事故への対応が終了していないか、又は明らかに対応が不十分であることが判明した場合は、利用者の権利擁護及び苦情・トラブルを未然に防ぐ観点から事業者に対して必要な指導を行う。

また、法令及び基準違反が認められる又はその疑いがある場合や同様の事故が繰り返し発生しているような場合は、広島県に対し情報提供を行い、必要に応じて事業者、利用者からの聞取調査や実地指導等を行う。